# 特　記　仕　様　書

Ⅰ　工事概要

1．　工事場所　　高知県 土佐郡 土佐町 田井 146 － 1

2．　建物概要

| 建物名称 | 構造 | 階数 | 延べ面積 | 消防法施行令別表第一 |
|---|---|---|---|---|
| さめうら荘 | 鉄骨 | 3　階建 | ㎡ | |
| | | 階建 | ㎡ | |
| | | 階建 | ㎡ | |

（注）延べ面積は建築基準法による表記

3．　工事種目

| 建物別及び屋外 ＼ 工事種目 | さめうら荘 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 電灯・コンセント設備 | ○ | | | |
| 動力設備 | ○ | | | |
| 受変電・幹線設備 | ○ | | | |
| 太陽光発電設備 | ○ | | | |
| | | | | |

Ⅱ　工　事　仕　様

1．共　通　仕　様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版（ただし、改修工事の場合は公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版）及び電気設備工事標準図（平成３１年版）による。

2．特　記　仕　様

1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は○印のついたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

| 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|
| ① 機材 | 設備機材等指定表による。 |
| ② 工事用電力,水,その他 | 本工事に必要な工事用仮設電力、水などの費用は請負者の負担とする。<br>官公署への諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。<br>自家用電気工作物保安管理業務委託先<br>(・)四国電気保安協会　・中央電気保安協会　・（　　） |
| ③ 工事用仮設物 | 構内に作ることが　(・)できる　・できない |
| 4 建設副産物 | 次のものは原則として再生クラッシャランを使用する。<br>（屋外キュービクル基礎・外灯基礎・ハンドホール等の砂利地業）<br>アスファルトは原則として再生品を使用する。 |
| 5 残土処分 | 工事に伴い発生するコンクリート塊・アスファルト塊は原則として再資源化を図る事。<br>・構内指示の場所に敷きならし　・構外搬出適切処理 |
| ⑥ 産業廃棄物の処理について | 高知県土木部建築課　特記仕様書（共通編）「産業廃棄物の処理について」によること。 |
| 7 他工事との取り合い | はり貫通部のスリーブ及び補強　スリーブ　※本工事　・別途工事<br>補　強　※本工事　・別途工事<br>自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーヒンジ<br>※別途工事　・本工事<br>天井埋込型器具の取付箇所の下地の切込み及び補強　※別途工事(墨出しは本工事)　・本工事<br>軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地の切込み及び補強　※本工事　・別途工事<br>埋込型分電盤、端子盤等の仮枠及び補強　仮　枠　※本工事　・別途工事<br>補　強　※別途工事　・本工事<br>照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート　※本工事　・別途工事 |

| 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|
| | 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ピット(ふたを含む)　※別途工事　・本工事<br>屋外の受変電設備基礎　※本工事　・別途工事<br>動力機器（電動機など）への接続　※本工事　・別途工事<br>電話保安器用接地　※本工事　・別途工事<br>図中に記載されていない工事区分は、別紙工事区分表による。 |
| ⑧ 電線類 | EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。<br>耐火ケーブル(FP)及び耐熱ケーブル(HP)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。 |
| 9 呼び線 | 長さ１ｍ以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 |
| 10 フラッシュプレートの材質 | ・樹脂製　・新金属　・ステンレス |
| 11 ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示 | シール等を貼付する。 |
| 12 接地極 | 下記による。 |
| 13 埋設表示 | 避雷設備用及び共同接地極の表示　黄銅板製<br>上記以外の接地極及び地中配線の表示　100□ x 300のコンクリート杭に方向種別を彫り込んだものとする。ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 |
| 14 再使用機器 | 取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうえ取付を行う。 |
| 15 絶縁抵抗の測定 | 工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗を測定し、測定表を監督職員に提出する。 |
| 16 補修など | 工事の施工に伴い、既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。 |
| ⑰ 屋上・屋側の支持金物 | ステンレスまたはアルミ製とし、鋼材は溶融亜鉛メッキとする。（装柱金物は除く） |
| 18 結露防止 | 内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。 |
| 19 はつり・非破壊検査 | 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは原則としてダイヤモンドカッターによる。<br>はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査器により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行い、施工前に工事監理業務受注者もしくは県建築担当による確認後、施工すること。なお、鉄筋・配管類を切断する恐れがある場合は、事前に監督職員と協議すること。コア抜き施工後は鉄筋切断の有無を工事監理業務受注者もしくは県の担当の立会により確認すること。 |
| 20 天井仕上区分 | （室名）はスラブ天井を示し、その他は二重天井とする。 |
| 21 配線器具 | タンブラスイッチは大角型連用形とする。<br>壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。<br>単相200Ｖ、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 |
| 22 LED照明器具 | グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の判断基準適合品とする。 |
| 23 照明器具の接地 | ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。 |
| 24 照明器具用位置ボックス | ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。<br>ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの（定格電流15Ａ以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。 |
| 25 非常用照明器具の照度測定 | 設置した各部屋2箇所以上 |
| 26 分電盤分岐回路 | 分岐用配線用遮断機はJIS協約形２Ｐ５０ＡＦの１Ｐサイズとする。 |
| 27 テレビ共同受信設備 | 分岐器、分配器、直列ユニットはＢＳ・ＣＳ共用形(ＢＬ品)とする。　・双方向型<br>電界強度の測定　・要　・不要 |

| 接地の種類 | 記　号 | 接地抵抗値 | 接　地　極 |
|---|---|---|---|
| 共同接地 | EAED | 10Ω以下 | ＥＢ（14φ）x 3連ー2組 |
| Ａ種 | EA | 10Ω以下 | ＥＢ（14φ）x 3連ー2組 |
| Ｂ種 | EB | 150/Is Ω<br>Is =1線地絡電流 | ＥＢ（14φ）x 3連ー2組 |
| Ｄ種 | ED | 100Ω以下 | ＥＢ（10φ）x 1 |
| Ｃ種 | EC | 10Ω以下 | ＥＢ（14φ）x 3連ー2組 |
| 避雷用 | EL | 10Ω以下 | ＥＰ x 1 |
| 高圧避雷用 | ELH | 10Ω以下 | ＥＢ（14φ）x3 3連ー2組 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土佐町 | | 図面名称 | 特記仕様書（１） | 縮尺 | （A2） S=--- | 設計種別 | 設計図 |
| 工事件名 | 太陽光発電設備 導入事業（さめうら荘） | | | | | 事務所名 | 土佐町 |
| | | 工事箇所 | 高知県 土佐郡 土佐町 田井 | | | 会社名 | |

図面番号　1 / 10